

外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議の開催について

令和3年1月29日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定
令和7年11月4日
一部改正

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な、秩序ある共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が指名する者とする。
- 3 有識者会議に座長を置き、座長は構成員のうちから関係閣僚会議議長が指名する者とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。